

医療情報取得加算について

マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、患者様のお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。2024年6月からの診療報酬改定に伴い、診療報酬を下記の通り算定いたします。

- 受診の際にマイナ保険証を利用した場合

初診（月に1回）：1点 再診（3ヶ月に1回）：1点

- 受診の際にマイナ保険証を利用しない場合

初診（月に1回）：3点 再診（3ヶ月に1回）：2点

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

独立行政法人 地域医療機能推進機構

人吉医療センター